

大阪市と大阪弁護士会との連携による空家等対策の推進に関する協定書 (空家サポート弁護士制度)

(趣旨)

第1条 大阪市(以下「甲」という。)と大阪弁護士会(以下「乙」という。)は、大阪市内における空家等に関する対策を推進し、空家等が発生することを未然に予防するとともに、空家等の適正管理を促進し、特定空家等を解消して、大阪市民の安全で安心な生活を確保するため、この協定を締結する。

(定義)

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 空家等

大阪市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）をいう。但し、国または地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(2) 特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(3) 所有者等

空家等を所有又は管理する者をいう。

(担当弁護士の選定)

第3条 甲は、第1条の目的を実現するために必要があると認められるときは、乙に対して別表記載の業務を行う乙所属の弁護士(以下「担当弁護士」という。)2名を選定するよう要請することができる。

- 2 前項に関し、甲は、大阪弁護士会行政連携センターを通じて要請するものとする。
- 3 前項の要請があったときは、乙は、当該業務の内容を総合的に考慮した上で、担当弁護士を選定し、甲に通知する。
- 4 乙は、前項の規定により選定した担当弁護士が、別表記載の業務を受任して甲との間で個別契約を締結したときは、当該担当弁護士にその旨を報告させるものとする。

(支援要請)

第4条 甲は、担当弁護士と協議の上、必要と認める場合は、大阪弁護士会空

家対策・財産管理制度等に関するプロジェクトチームその他の委員会に所属する弁護士の支援を乙に要請することができる。

- 2 前項の支援要請があったときは、乙は、その内容を検討の上、速やかに対応するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による処理の結果、担当弁護士を支援し、別表の業務を行う弁護士（以下「支援要員」という。）を選定したときは、甲に通知する。
- 4 乙は、前項の規定により選定した支援要員が、前項の業務を受任して甲との間で個別契約を締結したときは、当該支援要員にその旨を報告させるものとする。

（報酬等）

第5条 甲が担当弁護士及び支援要員に支払う報酬は、別表に掲げる額を基準として、甲と当該担当弁護士及び支援要員が協議して定めるものとする。

- 2 第3条及び第4条に係る個別契約の方式は、甲の定める様式によるものとする。

（解約）

第6条 甲または乙は、いずれか一方が相手方に対して、3ヶ月前までに書面により通知することによりこの協定を解約することができる。

（協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

- 2 前項の有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に有効期間を1年間として同一条件で更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（確認事項）

第8条 この協定が解約又は有効期間の満了により終了した場合においても、甲が担当弁護士及び支援要員との間で締結した個別契約の効力は、当該契約の定めるところによりなお存続するものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定の締結が、相手方と第三者との間で連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

（守秘義務）

第9条 甲及び乙は、協定事項の実施に当たり相手方から秘密を明示して開示された情報を、第1条の趣旨以外のために使用し、又は、相手方の承諾を得ないで、甲及び乙の関係者以外の第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この協定書が終了した後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

- 第10条 甲及び乙は、協定事項の実施に当たり、甲及び乙がそれぞれ個別に知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために、必要かつ適切な措置を講じるものとする。
- 2 乙は、選定した担当弁護士及び支援要員に、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(その他)

- 第11条 甲及び乙は、この協定及び個別契約に関して相手方から問い合わせを受けたときは、回答に応じるものとする。
- 2 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が双方押印のうえ各1通を保有する。

令和7年12月22日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸

乙 大阪市北区西天満1丁目12番5号

大阪弁護士会

会長 森本 宏

別表（第3条、第5条関係）

(タイムチャージ方式)

事項	弁護士費用
個別の空家等及び特定空家等に関する法的助言・相談業務 (継続的に相談を行う必要のある場合を除く。)	<p>タイムチャージ方式とし、担当弁護士及び支援要員1名につき、60分あたり2万円(税抜き)とする。</p> <p>※担当弁護士及び支援要員それぞれにつき、1回の法的助言・相談業務に要した時間を合計し、60分未満の端数があるときは分単位で支給する。</p> <p>※上記単価に合計時間に乗じた額に、取引にかかる消費税及び地方消費税相当額を加算し、1円未満は切り捨てる。</p> <p>※1回の法的助言・相談業務に要した時間には、相談時間のほか助言等に必要な事前調査・検討、回答書面作成、甲が作成した相談記録の内容確認の作業に要した時間を含む。</p> <p>※交通費、郵送費、コピー代等の実費は本単価に含めず別途支給する。</p>